○花巻市営建設関連業務委託指名競争入札参加資格者要綱

平成２１年６月１０日告示第２１５号

最終改正

平成２７年１２月２８日告示第３７７号

花巻市営建設関連業務委託指名競争入札参加資格者要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の１１第２項の規定に基づき、市が発注する建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の資格等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）建設関連業務　測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。

（２）測量業務　測量法（昭和２４年法律第１８８号）に規定する測量業務をいう。

（３）建築関係建設コンサルタント業務　建築に関する工事の設計若しくは監理又は建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言を行う業務をいう。

（４）土木関係建設コンサルタント業務　土木に関する工事の設計若しくは監理又は土木に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言を行う業務をいう。

（５）地質調査業務　地質又は土質について調査し、及び計測し、並びに解析し、及び判定することにより、建築若しくは土木に関する工事の設計若しくは監理又は建築若しくは土木に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言に必要な地質又は土質に関する資料の提供及びこれに付随する業務を行う業務をいう。

（６）補償関係コンサルタント業務　公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用、これに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務を行う業務をいう。

（建設関連業務委託指名競争入札参加資格）

第３条　令第１６７条の１１第２項の規定により市長が定める建設関連業務委託契約に係る指名競争入札（以下「指名競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「建設関連業務委託指名競争入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。

（１）営業又は事業に関し法律上必要とされる資格を有する者であること。

（２）第５条第１項に規定する申請書又はその添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。

（３）市長が定める業務実績を有する者であること。

（資格審査）

第４条　指名競争入札に参加しようとする者は、あらかじめ参加を希望する建設関連業務の種類ごとに建設関連業務委託指名競争入札参加資格の有無についての審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。ただし、次に掲げる者は資格審査を受けることができない。

（１）令第１６７条の４第１項に該当する者

（２）令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当する者又はその事実があった後２年経過していない者

（３）関係法令の規定による営業若しくは業務停止の処分を現に受けている者

（４）納期の到来している花巻市の市税、法人税（個人にあっては申告所得税）、消費税及び地方消費税を滞納している者

（５）雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業者となったことについて関係機関に届出を行っていない者

（６）花巻市暴力団排除条例（平成２７年花巻市条例第５２号）第２条第５号に規定する暴力団等に該当する者

（資格審査の申請）

第５条　資格審査を受けようとする者は、市長が別に定める期間内に市営建設関連業務資格審査申請（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

２　次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める事由が生じた都度申請書を提出しなければならない。

（１）市営建設関連業務委託資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されていた者から営業用資産を承継した者

（２）資格者名簿に登載されていた者が名簿に登載される際に所有していた営業用資産をもって設立した法人

（３）資格者名簿に登載されていた法人が他の法人と合併（当該法人が他の法人に吸収された場合を除く。）して設立した法人

（資格者の認定及び資格者名簿への登載）

第６条　市長は、前条第１項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、第３条各号に掲げる建設関連業務委託指名競争入札参加資格を有する者（以下「資格者」という。）と認定したときは、資格者名簿に登載するものとする。

２　市長は、資格者名簿を作成したときは、申請者に資格者名簿への登載の有無を通知するものとする。

（申請事項の変更）

第７条　申請者又は資格者は、申請書の記載事項に変更があったときは、その都度変更した事項を市長に届け出なければならない。

（資格者名簿の有効期間）

第８条　資格者名簿の有効期間は、２会計年度限りとする。ただし、２会計年度経過後、翌２会計年度に係る資格者名簿が作成されるまでの間は、前２会計年度の資格者名簿をもってこれに代えるものとする。

（資格の喪失）

第９条　資格者が、令第１６７条の４第１項の規定に該当することとなった場合においては、資格を失うものとする。

（資格の取消し）

第１０条　市長は、令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当する場合においては、資格を取り消すことができる。

２　市長は、前項の規定により資格を取り消したときは、直ちに当該資格者に通知するものとする。

（資格者の資料の提出）

第１１条　市長は、必要があると認めるときは、資格者に対し、第３条各号に掲げる建設関連業務委託指名競争入札参加資格の確認に関する資料等の提出を求めることがある。

（指名競争入札の参加者の指名等）

第１２条　市長は、指名競争入札の参加者を指名するときは、資格者名簿に登載された者のうちから、当該指名競争入札に係る契約の内容に適合した建設関連業務の履行を確保できる者を指名するものとする。

（指名基準）

第１３条　市長は、前条の規定により指名競争入札の参加者を指名するに当たっては、別表に掲げる事項に留意しなければならない。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成２１年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の日の前日において、建設関連業務の指名競争入札の参加の指名を受けている者は、第８条の規定にかかわらず指名を受けている当該入札に限り、この告示の相当規定により資格者名簿に登載されたものとみなす。

附　則（平成２７年３月２４日告示第７２号）

この告示は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年１２月２８日告示第３７７号）

この告示は、平成２８年１月１日から施行する。

別表（第１３条関係）

|  |
| --- |
| 指名基準の留意事項 |
| １　不誠実な行為の有　無 | 以下の事項に該当する場合は、指名しない。（１）市営建設関連業務委託に係る指名停止期間中であるとき。（２）市営建設関連業務に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続しているとき。ア　業務委託契約書に基づく業務関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等委託契約の履行が不誠実であるとき。イ　一括下請負、下請負代金の支払遅延、賃金不払等が関係行政機関等からの情報により明確であるとき。（３）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設関連業者又はこれに準ずるものとして、公共建設関連業務等からの排除要請があったとき。 |
| ２　審査基準日以降における経営状況 | 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は、指名しない。なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに指名から除外しないこと。 |
| ３　手持ち業務の状況 | 当市における業務の手持ち状況からみて、当該業務を履行する能力があるかどうかを総合的に勘案する。 |
| ４　当該業務履行についての技術的適性 | 以下の事項に該当するかどうか総合的に勘案する。（１）当該業務と同種又は類似業務について相当の履行実績があること。（２）当該業務の履行に必要な技術的水準と同程度と認められる類似業務について履行実績があること。（３）地形、地質等自然条件、周辺環境条件等当該業務の作業条件と同等と認められる作業条件の業務について履行実績があること。（４）当該業務を履行するに足りる技術職員が確保できると認められること。 |
| ５　審査基準日以降における安全管理の状況 | 当市発注業務について、安全管理の改善に関し労働基準監督署から指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合は、指名しない。 |
| ６　基準日以降における労働福祉の状況 | （１）市長に対して、労働基準監督署から賃金不払に関する通報があり、当該状態が継続している場合は、指名しない。（２）労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み表彰を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は十分尊重する。 |
| ７　その他の不正行為　等 | 対象業務の指名の日の直前に不正行為その他不誠実な行為がある場合は、指名しない。 |